

平成 2 9 年

議会運営委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 0 月 1 9 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成29年10月19日（金） 午後2時50分～午後3時24分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委 員 伊藤 昌宏 君
委 員 本多 健信 君 委 員 石田 秀男 君
委 員 横山 由香理 君 委 員 たけうち 忍 君
委 員 塚本 よしひろ 君 委 員 南 恵子 君
委 員 鈴木 ひろ子 君 委 員 石田 しんご 君
委 員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午後2時50分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

1 平成29年第3回定例会について

追加議事日程(2)について

○渡部委員長

それでは、予定表1の平成29年第3回定例会についてを議題に供します。

先ほど、本会議において議長の不信任に関する動議が出されました。

動議については文書にて提出がありましたので、本件について石田秀男委員よりご説明願います。

○石田（秀）委員

今、お話のありましたように動議を提出させていただきました。案文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議長の不信任に関する動議。

上記の動議を提出する。平成29年10月19日、提出者、大沢真一、渡部茂、本多健信、伊藤昌宏、横山由香理、鈴木真澄、渡辺裕一、鈴木博、高橋伸明、石田秀男。

品川区議会議長、松澤利行様。

議長の不信任に関する動議。

本区議会は、下記の理由により松澤利行議長を信任しない。

記、理由、議長不信任動議の提出理由を説明します。

議長に対して、5月の臨時会前に、今回の提出者全員から議長と荏原消防団長の兼職はするべきではないとの意見が出されました。

以下、理由を述べます。

特別区消防団の災害活動に関する規程の第17条において、「消防署長は当該地区消防団長を通じて、火災、震災、その他の災害等における消防活動を迅速かつ効果的に行うため、消防機関相互の指揮系統の一元化を図るとともに、連携を強化して当該地区消防団の活動機能を十分に発揮させるものとする」とされています。そして大災害発生時は、署隊本部と団本部が設置され、消防団長は団本部長として指示命令・情報伝達・災害報告等の総責任者となることが決められています。

議会においては、品川区議会地震等災害対策本部設置要綱第3条第2項に「本部長は議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する」とされています。第7条第2項では、「本部長は必要に応じて、区対策本部に要請を行う。第8条では、本部長は必要があると判断した場合は、速やかに全員協議会等を開催する」とされています。

以上のことから、大災害発生時には双方の本部に出席することとなり、消防団長、議長、共に重要な役割を担います。従って、実質的に兼職は出来ません。しかしながら、議長からは「臨時会終了後6月には消防団長を辞職するので議長として活動させて頂きたい。」との発言が提出者全員の前であったため、早急に消防団長を辞職することを前提に、候補者として選定を行いました。5月26日の臨時会において、賛成者多数で議長に選任されました。その際、他の議員から「兼職で大丈夫なのか。」との意見がありました。その後、7月、8月、9月と、提出者が当初の議長の発言について協議をして参りま

したが、協議の都度、本人の考えに変化があり、「辞める意志はない。」など予期せぬ発言もありました。現在は、口頭での約束を反故にする状態が続いています。この間も本来、議長として出席すべきところを団長として出席し、副議長の代理出席や、また議長として出席し、消防団幹部の代理出席など、出席議員からも疑念の声があがりました。すでに弊害が出ています。

そして、今年10月に議長から荏原消防団所属の議員に対し、二足のわらじの公務が重なり、代理出席が多くなり、12月末日付で消防団長の職を辞する旨の文書が、賛成者等に連絡相談もなく送付されました。文書到着と時期を同じにして、消防団員や区民の複数の方から「議会はどうなっているのだ。」と問い合わせがあり、辞職は「会派に辞めさせられた。」など、事実と違う発言を区民にしていたことが分かりました。さらに、5月の時点で、消防団長を辞職する決断をしていたことも区民の方々に全く伝えていませんでした。議員のみならず区民の皆様に対する不誠実な行動は看過出来ません。また、二足のわらじの公務が重なり代理出席が多くなったからなど、区議会を代表する本来の議長の職責を果たしていません。この間、大震災がなく、幸いでしたが、いつ何時、大災害が来てもおかしくない中、議長としての職責を分からないばかりか、兼職が実質的に出来ない事を理解していない議長がこのまま職務にあたることは、区民に対して不利益であります。

このようなことから提出者一同、議長不信任動議提出という大きな決断をいたしました。

皆様にもご理解を頂き、議長不信任動議を可決して頂きますことをお願いし、提案説明とします。よろしくお願いたします。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○松澤議長

委員長。

○渡部委員長

本来、議運ですと議長の発言はオブザーバー的なものですが、今回は議長に直接関わることで、発言を認めます。

○松澤議長

私のほうから文書を皆さんに渡したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○渡部委員長

はい。

○松澤議長

この議運に出席していない方にもお渡していただければと思っております。

それでは、ご挨拶をさせていただきます。不信任案が出されましたけれども、大変にびっくりしているところです。今、この文書を読ませていただきました。私が消防団長をやっていることは皆さんもご存じだと思いますし、今度議長になりましたというのはこの兼職の話、私も消防団と話をしてきました。そのときにまず話をしたのが、ここにも書いてありましたとおり、災害があったときに団長とするのか議長とするのか、そのときに消防団、消防署長と話をしまして、私は品川区議会議長ですので、議長として行動しますので、そのときはよろしくお願いたしますということで筆頭副官にお話をし、それが代理となることに決まっています。そして、議長会に行きましたら、今は議長会の会長さん、向島の消防団長をやっていました。大丈夫なのかなと思いましたがけれども、向島では何も無いようなので、話はして

いませんけれども、そのように私は思ったところです。

実は、兼職がいけないのですよということをおっしゃったことがありまして、私もそれならば消防団は辞めなくてはという話でしたけれども、いろいろと規則を調べてみましたら、品川区の規則にも兼職禁止ということはありませんでした。それで6月26日、私の誕生日をもって辞めるのだというお話をしまして、6月26日で辞表を副団長会に出しています。しかし、副団長会では松澤団長が辞めてもらっては困るということで、今、預かりになっています。そしてそのときに、ですからそういう意味では、そのときに実は議員の中から、消防団長が、松澤さんが副団長に渡したと言うけれども、本来最終的には区長だから区長に出すべきではないかという話もございました。しかし、組織というものはいきなり任命権者の区長に出すものではなくて、仲間内で諮り、それから消防署に諮り、私の場合は東京都の役員もしていますから東京都に諮り、区長に諮って辞任するというのが手順だというふうに思っています。今そこまで来ているところです。今、文書を配りましたけれども、これは10月の初めに、荏原ですので荏原の方だけに、荏原消防団在籍の区議会議員の皆さまへ、もう1つは荏原消防団管内の町会長の皆さまへということで、これは町会長にも議員にも出しております。ですから、ここにいらっしゃる中のほとんどはこの文書を目にしていらないというふうに思います。少し読ませていただきます。

荏原消防団管内の町会長の皆さまへ。

荏原消防団長の松澤利行でございます。私は荏原消防団長と区議会議長の二足のわらじで頑張ってきましたが、このところ、消防団長としての公務と区議会議長としての公務が重なることが多々あり、区議会議長としての公務を優先するために、消防団幹部の皆さまに代理として出席いただく機会が多くなってまいりました。

こうした事態は私の本意ではなく、熟慮した結果、本年12月末日をもって荏原消防団を退団する決意を固めました。来年1月7日の荏原消防団の初め式を新任消防団長にお願いしたいと思っております。

これから後任団長の人選、補職の人事、東京都消防協会の支部長の退任、後任支部長人選など、まだまだ時間がかかると思いますが、取り急ぎ、荏原消防団管内の町会長の皆さまにご報告申し上げます。

今後とも「災害に強いまちづくり」「安全で安心して暮らせるまち荏原」を目指して、外から応援して参りますので、よろしくお願い致します。

2枚目は、荏原消防団在籍の区議会議員の皆さまへということで、同じ文章でございます。ですから町会長と団長が違うだけ。これらの文書はもう既に発送しております。今、荏原消防団では後任の人選をしております。それもほぼ決まっておりますけれども、その人選についてはここで述べることはできませんので、ご容赦をいただきたいというふうに思っております。

昨日も、東京都大会に出る品川区の代表である大井消防団のポンプ操法を激励に行ってまいりました。そこでは退任の話はしませんでしたけれども、大井消防団頑張っているの、いい成績を上げて下さいというお話をしてきたところでございます。

消防団と議長の役目ですけれども、私は今回まで消防団長、区議会議長、1回だけ、それは6月の大井消防団の消防操法大会のときは、6月26日以前でしたけれども重なってしまったので、それは副団長さんをお願いし、私は区議会議長として出席し挨拶をさせていただきました。そうでしたよね。それ以外も全て、大変申し訳ないのですけれども、できる限り議長として出るということで、副議長にはお役目を回していないので大変申し訳ないのですけれども、本来はもうちょっと回さなくてはいけないのだと思いますけれども、そのような意味で頑張っているところです。ところが、10月に入りますと消防団3団合同点検、それに伴う事前訓練等々があるので、これは出られないということで、そういうお

話の中でこの文書をつくって出したところでございます。そのような意味で、私としては消防団と議長と、しっかりとやっているつもりでしたので、何でこういうふうに出たかなど今もびっくりしているところです。いろいろの中で批判される文章がありますけれども、辞める意志はないなど予期せぬ発言とか、会派に辞めさせられたとか、これも考え方も違うと思いますし、その弁明をしると言ったら私も幾らでもできますけれども、ここでそのような話をして、言った言わない、お互いに誹謗し合うのは嫌ですので、私は区議会議長として何らやましいことなく今まで頑張ってきたし、今後ともしっかりとやるつもりです。消防団長としてもこういう文書を既に町会長あてに発送して、今、町会長でも、では松澤さんの送別会をやろうという話も出ている中で、本当にこういうことが出されたというのは大変悔しいです。

もう1つ、私も2回目の議長就任だから祝いをやれと言われて、準備をして発送したところです。その直前にこういうものを出されてもう本当に情けないですね。何で私たち自民党の仲間がそういうのを出してくれるのか、それも誰一人私にそういうことを言ってくれる人がいませんでしたので、大変残念に思っているところです。

議長としてしっかりと信念を持って品川区議会をやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○渡部委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

議長の選任というのは本当に大変議会にとっては重いことだと思います。それで今回の松澤議長選任に当たっては、第一会派の自民党のほうから推薦ということであって、私たちも松澤議長がもちろん消防団の団長をやっているということも、区議会議員皆さん知らない方はいないと思うのですね。そういうふうな中で、それも前提の上で議長ということで選んでいったわけですよ。だから団長と議長を兼任するということが好ましいか好ましくないかということと言われれば、やはりそれは好ましくないということで、団長、松澤議長もこういう形で決断をされたということだと思っております。そういうことと言えば、好ましいか好ましくないかということと言われれば好ましくないということになるとは思うのですけれども、改めて、ここで先ほど松澤議長からも、これは兼任・兼職が禁止はされているものではないということで議長からもありましたけれども、そのことだけ局長に確認をさせていただきたいです。議長と団長というのは兼任することが禁止されていることなのかどうかだけ、確認をさせていただきたいと思っております。

○久保田区議会事務局長

私どもでもいろいろ調べたのですけれども、議長と消防団の団長を兼職してはいけないという規定は見当たりませんので、その旨ご報告をさせていただきます。

○石田（し）委員

消防団長と議長を兼任してはいけないなどという、それはないですよ。個別の長をやってはいけないみたいなのは、ないではないですか。逆に例えば何とかなの団体の長をやってはいけないですよとか、そういうのがあったら、あるかないかは規定の中にあるのかなと思うのですけれども、団長と議長をやってはいけないというのは、それはどこを探しても見つからないのではないかなと率直に思うので、そこはないならないで全然私はいいいのですけれども。団長と議長をやってはいけないとかではなくて、そういうもの、ではほかのものはあるのですかという話で、例えば町会長と議長は兼任していいのです

かとか、そういうところまで発展する話だと思うので、その辺も含めて、できたら教えていただきたいと思います。

○久保田区議会事務局長

地方自治法の第92条において兼職の禁止という規定がございます。読ませていただきますが、「普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない」ということが、これは明確になってございます。また「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定」、そこは調べなければいけないですが「短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない」。簡単に言いますと、我々区の職員と兼ねることができないということと、あとほかの地方公共団体の議員にもなれないということが明確に決まっているだけです。

○南委員

先ほど石田委員が読み上げた文章の中で、以上のことからというところ、3段落目、「従って、実質的に兼職は出来ません」というふうにはっきり書いてあるのですけれども、これは何をもち兼職はできないというふうに判断をしてこういうふうにかかれたのか、自民党のその辺の判断を聞きたいと思います。

○石田（秀）委員

まず、今議長からお話のあったように、我々も、あと鈴木ひろ子委員からも話があったように、我々は第一会派として議長を候補者として選任をする。その際にいろいろ議論をする中で、我々の中からも、それは議長という立場、先ほど兼職はできるできない規定ではなくて、こちらは両方の親分にならなくてはならない。両方の本部長にならなくてはならない。そういうことの中で、それは兼職はするべきではないのだろうという話があった。冒頭にお話を申し上げさせていただきました。その議論の中で、ここにも書いてあるとおりでありますけれども、我々ではなくご本人から、それはご本人も理解された上で、6月には消防団長を辞職するので議長として活動させていただきたいという話があって、その中でここに書いてありますとおりで提出者全員の前でご本人がそういう発言をされたので、それでは早急に、6月ですのでそれは辞職をしていただきたいと。先ほどそういう話の中で、ここにも書いてありますとおりで、ご本人は、出せばそれは必ずすぐ辞めないでくださいと遺留されるのは、それは普通のことだと我々も思っています。しかしながら議長職を全うしていただくのであればということで、ここは7月、8月、9月と書いてありますけれども、これは幹事長を中心にいろいろと話をさせていただいてここまで至っている。ここにも書きましたように、大災害等があったときに、先ほど消防署にも遺留はされる中でも、それでは副がという話があるのですが、それは今議長からお話があったようでありますけれども、我々としては、それはご本人がしっかり6月に辞める、その大前提の中で両方の長をやる、その責任・責務というのは非常に大きなものだということまで言うてきたわけでありまして、その中でその部分がなかなか、ここにも書いてありますとおりで、口頭の約束でありますので、言った言わないということになるかもしれませんが、口頭の約束が反故にされている状態が続いていると。ずっとこういう話をしてきたわけでありまして、大災害も幸いなわけでありまして、その代理出席等が多くなってきた。その10月の書類も今出されたというのも我々の耳にも入っております。そこで耳に入った方がいろいろ確認をしたら、ここに書いてあるとおりの発言があったりもしているわけで、それは議長としての職責をしっかり全うしていないのではないのかと、ここに書いてあるとおりであります。そういう形の中で我々も大きな決断をさせていただいて、今日ここに至っているということでもありますので、

今のご質問のとおり、我々としては当初から兼職は、両方の長となるその時には実質的に兼職はできないものと我々は当初から判断をしているわけでありまして、ご本人も多分そうご理解をいただいていたのでしょ。だから自ら6月に消防団長はお辞めになるという発言をされたのだと我々は理解をしているということです。

○南委員

私が聞いたのは、兼職を禁止はしていないということに対して、何をもってできないというふうに判断したのかということです。

今るご説明があったけれども、ここに書いてあることの繰り返しですよ。そしてしかも議長ご本人は、12月末をもって辞めるというふうに表明しておられる、そういう状況でありながら今日最終本会議のこの場面で突如出してくるという、動議は誰だって出せる権利はありますけれども、しかし議会を止め、そして様々なところに大きな影響を与えるようなこういうやり方は、私は議会としては好ましくないと思っているのです。したがって本当にいかがなものかと思ます。そういう点についてはどうなのですか。

○石田（秀）委員

ここに書いてありますとおりで、実質的に兼職はできません。実質的な兼職はできないということをお我々はそう理解しているということでもあります。兼職は、先ほど言ったようにできるのでありますが、それぞれ長としてやっていくのであれば、それは片方が、両方の長として出るわけにいかないわけですから、実質的に兼職はできないというふうに我々は理解をしているということでもあります。

それと我々の判断としては、10月にお出しになった文書、これも我々は知らないところで議長がお出しになったことだろうと思っておりますけれども、我々としては6月の冒頭、5月ですね。5月のときに自ら約束をした、口頭での約束ではありますけれども、それを反故にされている状況が続いているというのも事実であります。その事実の中で10月にこういう文書も出てきたということでもあります。そういう中で、我々はもちろん、6月ということをお言っていたわけでありまして、7月、8月、9月で、それは時間のかかるのも我々は知っています。出したときにいろいろ後任のこと、それは1ヶ月かかるとかそういう話も知っておりますけれども、それであるならばすぐにそれは提出をすればそれでいいのだと思ますけれども、それでなおかつ今ここで後任人事をするという形の中でも12月末日ということになってきているということも考え合わせて、今日の中で判断させていただいて、この時期、しっかりと我々に対応させていただいたということでもあります。

○松澤議長

今お話いただきましたけれども、6月26日、これは私の72歳の誕生日ですので、そこで辞表を実際に出しております。ただそれは副団長のところで留め置きというふうになっております。受け取れないという話の中で、受け取ってもらわないと困るのだと、ではこれは預かりといたしますということで辞表は預かりで出しております。そのような意味で、10月に、先ほども話しましたがけれども、いろいろ行事が多々ある中で、やはりここで後進に道を譲って、私は議長職をないがしろにしているわけではなくて、しっかりやっているつもりと自負しておりますけれども、消防団のほうは後進に道を譲りたいということで、今消防団の規則も改正しながら選んでいるところでございます。12月31日をもって、これは私が消防団の区議会議員の方と荏原の町会長全員に出しています。これは品川の方たちではなくて荏原消防団長ですので、荏原消防団長を辞任するに当たっては荏原の人たちにお話をしたいということでお出しているところです。この中に、先ほどもありましたけれども、辞める意志がないと言ったとか、

会派に辞められたとか、この辺は言葉のあやで、私がこれを言ったかどうかそういう意味ではなくて、反論でしたら幾らでもできますけれども、こういう文章で書かれたというのは大変遺憾に思っています。ただ、このことで言った言わない、私はこう言った、でもあなたもこう言ったでしょうという形で問うつもりはありませんけれども、こういう形で一方的に出されて、不信任と出されたのは、品川区議会初めてだと思うので、びっくりしていますけれども。それも実際に大変つらいのは、議長就任祝い、もうご案内を出して返事もいただいているものですから、そういう中でこういうのをい出して、いや困ったなと私も実際のところ、どうぞまた議長職としてしっかりやっていきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○南委員

私は何回も石田秀男委員の説明を伺っても、やはり党内の問題だというふうなところから脱していません。そういうふうにはしか理解できません。したがって、12月に辞めると表明されているし、どうこうといういろいろ説明されたけれども、これはやはり党内で解決すべき問題ですよ。これは人事の問題であると議長がそう説明されて、それは2ヶ月ぐらいはかかると思います。いろいろなところに、先ほどおっしゃった手順を踏んで組織的に動いていくのであればそれぐらにかかるとはやむを得ないと、私はそう思いましたので、やはり今すぐここで退任させるという、議会のこういう力を使って退任させるというのは、私は好ましいことではないと思いますので、やはりできたらこの動議は取り下げてください、粛々と議を進めていただきたいと思っております。

○渡部委員長

ほかにごありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議事進行に関し、追加議事日程(2)についてを議題に供します。

本件について、局長よりご説明願います。

○久保田区議会事務局長

今ご議論いただきましたけれども、この後、追加議事日程(2)ということで本日の議題に追加をいたしまして、日程変更の上、直ちに議題とすることにさせていただきますと思っております。

それで、議長の不信任に関する動議に関しましては、本会議場で大沢議員から動議の提案がございましたので、提案説明をしていただきます。その後議場即決を諮りまして、採決の方法については、今事務局で考えておりますのは、無記名投票により実施をしたいと考えております。これは後ほどご議論いただければと思います。その後投票用紙を配付し、局長、私の点呼により投票をしていただくということでございます。もし無記名投票を行うということになれば、不信任動議に対して賛成か反対かということをご記入いただきまして、会議規則にも規定がございますが、賛否を表明しない投票や賛否不明の投票、いわゆる白票や他事記載のものは反対とみなすという取扱いということにさせていただきますので、よろしくお願いたします。投票終了しました後に、採決の結果を報告いたしまして、また一度本会議を休憩をしたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

なお、開票に当たりましては、開票立会人として本多健信議員と塚本よしひろ議員、いわゆる第一会派と第二会派の筆頭副幹事長をお願いをしたいと考えてございますので、これもまたご議論いただいでご確認いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○松澤議長

ただいま文書を配らせていただきましたけれども、ここにいらっしやらない会派の方たち、文書ももらっていない方もいらっしやいますので、それを配っていただいて、それを読むべき時間を与えて

いただければと思うところですが、よろしく願いいたします。

○渡部委員長

そうしましたら、無所属議員に対して事務局でお配りいただいて、あとは会派におきましてはお持ち帰りいただいて、各会派の皆様にご覧いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、採決方法につきましては、ただいまの局長の説明のとおり、無記名投票によることでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それでは、そのように決定をいたします。

投票に際しましては、賛成または反対のいずれかをご記入いただきますので、各会派での十分なお周知をよろしく願いをいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 その他

○渡部委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

○午後3時24分閉会